

# 特集

## 業務に役立つ 合同図書館 活用法

みなさんは合同図書館（正式名称；東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館）をどのように利用しているだろうか。すべて事務所の職員に任せている、という会員も多いのではないだろうか。LIBRAでは、毎号「図書館だより」で図書館の利用方法や活動などを紹介している。また、図書館では、蔵書検索などパソコンによるサービス、不定期ではあるが「合同図書館ニュース」や「東弁・二弁合同図書館利用案内」を発行し、さまざまな情報を発信している。しかし、図書館にはまだ知られていないサービスもあり、今回は、図書館活用術として特集を組んでみた。新入会員の方々、あるいはまだ一度も図書館に足を踏み入れたことのない会員はもちろん、日頃からよく利用している会員にとっても、役立つ内容となることを願っている。

### 1 合同図書館の概要

#### ■■■ 利用状況・蔵書数

東弁・二弁合同図書館は、1995年9月、弁護士会館の完成の際に設立された。主として両会の会員である利用者は年々増加し、2006年1月から12月の間の入館者は延8万8451名、貸出件数2万1266件、貸出冊数合計4万888冊である。

蔵書数は開設当時約7万冊、12年を経た現在は10万冊を超えている。他に法律専門雑誌約700タイトル、判例集等約250タイトルを所蔵している。2006年度の購入図書は2146冊、寄贈図書1054冊であり、会員からの寄贈に負うところが大きい。

年間の図書購入費は、逐次刊行物、加除式図書の追録、電子出版物を含め、約2700万円である。

#### ■■■ 日常の運営

両会から選出された約90名の図書館委員によって運営がなされていることは、当館の大きな特色となって

いる。各委員は、選書小委員会、サービス検討チーム、ITチーム、蔵書管理チーム、組織運営検討チームに分かれ、それぞれ活動中である。図書館の日常の業務に当たる職員の体制は、現在、正規職員6名（東弁・二弁各3名）、非正規職員3名である。

#### ■■■ 加盟団体

日本図書館協会、専門図書館協議会、法律図書館連絡会の会員になっており、総会・研究集会等に委員、職員が出席している。

レファレンスの充実等サービスの向上、急速に進むIT化への対応、所蔵スペースと蔵書管理の方法、専門職としての職員のあり方等、当館の直面する課題は他の専門図書館とも共通し、学ぶところが多い。

東弁・二弁合同図書館  
館長 谷村 正太郎（二弁会員）

## 2 合同図書館におけるサービス

### ■ 合同図書館の利用案内

合同図書館の利用時間、休館日、貸出方法等については以下のとおりである。

合同図書館の利用に関しては、「東弁・二弁合同図書館利用案内 1」に詳しく記載されている。利用案内は、エレベーターホールから図書館ゲートに向かって左側にある棚に置かれている。

#### ①利用時間について

- 月～金曜日：午前9時30分～午後5時45分
- 水曜日：午前10時30分～午後5時45分
- \*午後4時45分以降は延長時間帯となり、図書の貸出・返却等の手続、コピーはできるが、レファレンスサービス及び利用カードの発行はできない。

#### ②休館日について

- 土曜日、日曜日、祝日及び国民の休日
- 夏期及び年末年始の図書館整理期間
- その他、館長が特に定めた日

#### ③図書の貸出について

図書の貸出には利用カードが必要となり、貸出は1人4冊まで、貸出期間は貸出日を含めて10日間となっている。ただし、貸出の予約が入っていない場合、電話連絡により1回だけ貸出を更新することができる。

また、貸出図書が1冊でも返却日を過ぎている場合には、その図書が返却されるまで新たな貸出はできない。その上、場合によっては、合同図書館のその他のサービスを受けられなくなる場合もあるので、返却日は厳守するようにしていただきたい。

### ■ 合同図書館のサービス案内

合同図書館においては、利用者の役に立てるように以下のような様々なサービスを行なっている。

#### ◇予約・取り置き・リクエスト

##### ●図書の予約

利用したい図書が貸出中の場合、検索用の端末の脇に備え付けてある予約票をカウンターに提出することで、

当該図書が返却され次第、連絡を受けることができる。

また、電話で予約を希望することで同様のサービスを受けることができる。

##### ●図書の取り置き

蔵書検索サービス等で貸出を希望する図書が見つかった場合、電話で図書の取り置きを依頼することができる。

ただし、他の利用者への影響を考慮して、取り置き期間は原則として連絡を受けた日を含めた2日間、会員1名について4冊までとなっている。

##### ●リクエスト

探している図書が合同図書館に所蔵されていなかった場合、当該図書の購入をリクエストすることができる。リクエストは、カウンターにあるリクエスト用紙を提出する方法で行なう。

ただし、図書の購入は月1回（8月を除く）の合同図書館委員会で決定されるので、リクエストした図書が必ず購入されるわけではなく、また、購入から配架まで多少の時間がかかる。

#### ◇類縁機関（他の図書館等）の紹介

探している図書が合同図書館に所蔵されていなかった場合でも、国立国会図書館、大学図書館等の他の図書館、研究機関等の類縁機関には所蔵されていることがある。

そのため、合同図書館では、利用者に対して類縁機関を紹介するサービスを行なっている。

主な類縁機関については、図書館にある「東弁・二弁合同図書館利用案内 7」に掲載されているが、機関によっては紹介状が必要であったり、利用方法等も異なる場合が多い。紹介状が必要な場合は、延長時間帯を除いてカウンターで受け付けている。

#### ◇郵送返却について

事務所が遠方の場合や、多忙のため図書館に図書を返却に行く時間がないときには、郵送もしくは宅配便等で図書を返却することができる。

そのため、図書館には郵送返却用の「借出図書郵便返却送り状」が用意してある。

なお、郵送で図書を返却する場合は、梱包に注意し、図書が傷まないように配慮して下さい。

### ◇カラーコピーについて

ブルーマップや医学書等、カラーコピーの要望に対応するため、カラーコピー機が導入された。料金は1枚80円となっている。

### ◇パソコン等の利用、無線LANについて

合同図書館においては、閲覧スペースで利用者が持ち込んだパソコンや電子手帳等を使用することができ、さらに、一部のスペースで無線LANサービスの利用が可能となっている。利用可能エリアについては壁にステッカーが掲示してあり、案内パンフレットも用意してある（ただし、無線LANカードの販売、設定等のサービスは行っていない）。

なお、パソコン等の利用に際しては、作業音等が周囲に迷惑とならないようご注意ください。

### ◇合同図書館ニュースの発行

合同図書館では、不定期ではあるが「合同図書館ニュース」を発行し、合同図書館において配布している（配布場所は、合同図書館に入館して右手方向にある棚の上となっている）。

その月に公布された法律の一覧を掲載していることが多いが、最近では、実務に役立つ情報という観点から、「痴漢事件」に関するもの（2回）、「航空写真」に関



最近発行した合同図書館ニュース

するものを発行した。

ちなみに「痴漢事件」については、車両の特定方法、一般的な混雑率、人の体の基本サイズ、繊維片の鑑定など痴漢事件を担当することになった際に役に立つ情報を掲載した。また、「航空写真」については、具体的な活用法及び入手方法を掲載している。

### ◇その他

これらのサービスの他、合同図書館では、本特集の「3 合同図書館における資料検索」で取り上げる蔵書検索サービス及び判例検索サービス、「4 レファレンスサービス利用の勧め」で取り上げるレファレンスサービスを行っており、さらに、年数回、法律事務所事務職員向けの研修会も行っている。また、出口ゲート付近では貸出図書を入れるための紙袋を提供している。

東弁・二弁合同図書館  
嘱託 鈴木 健二（東弁会員）

## 3 合同図書館における資料検索—情報検索、判例検索等—

この稿では、東弁・二弁合同図書館（以下当図書館という）のパソコンによる蔵書検索サービスと当図書館内で利用可能な電子出版物（判例検索システム等）につき述べる。

### ■蔵書検索サービスについて

(1) 当図書館では、その所蔵する図書をデータベース化している。

会員弁護士及び各弁護士会は、①当図書館内パソコン上の蔵書検索システムによる方法、②当図書館のホームページ (<http://godotoshokan.opac.jp/>) で公開している蔵書検索サービスにアクセスする方法により、このデータベースを利用できる。

②の方法は、会員弁護士が事務所や自宅で使用しているパソコン等より利用でき便利である（東京弁護士会ホームページの会員ページからも入れるため、その際取得できるID・パスワードの入力が必要。会員ペー

ジからでなく直接入る場合で、ID・パスワードがわからない場合はお問い合わせいただきたい。

なお、当図書館のホームページでは、蔵書検索サービスのほか、新着図書を紹介等の各種情報が掲載されており、今後も内容を充実させる予定である。

(2) 当図書館のデータベースでは、個々の図書につき種々のキーワードが登録され、会員弁護士は、フリーワードによる検索・条件項目による検索が可能となっている。

フリーワードによる検索は入力した語句をもとに検索する方法であり（複数語句によるand・or検索も可能）、条件項目による検索は書名、著者名、出版社、出版年月日などの条件項目を指定して検索する方法である。

(3) 当図書館では、検索サービスのキーワードにつき、書名、著書名、分類記号、出版社、出版年月日、開架場所などとどまらず、多数の法律専門用語を登録している（法律専門図書館としての専門知識を持つ当図書館職員などがその図書の目次情報、はしがきや内容などから、キーワードを登録している）。

そのため、調べたい事項が書名となっていなくても検索が可能である。

(4) 必要な図書や情報を蔵書検索サービスで見つけることができない等の場合、当図書館職員が資料探索の手助けをするレファレンスサービスも行なっている。

### 電子出版物(判例検索システム等)について

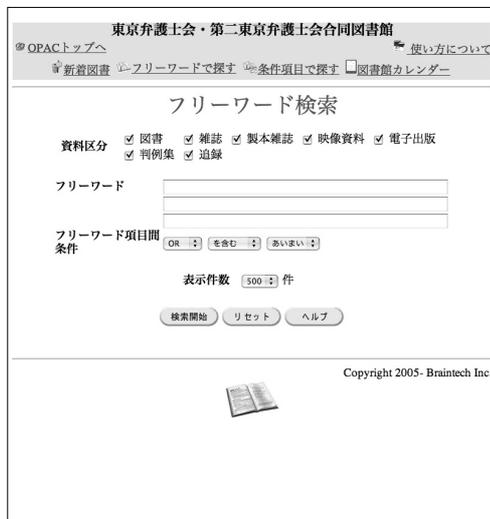
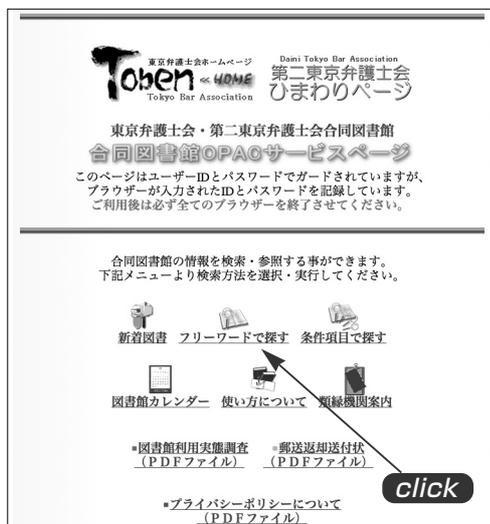
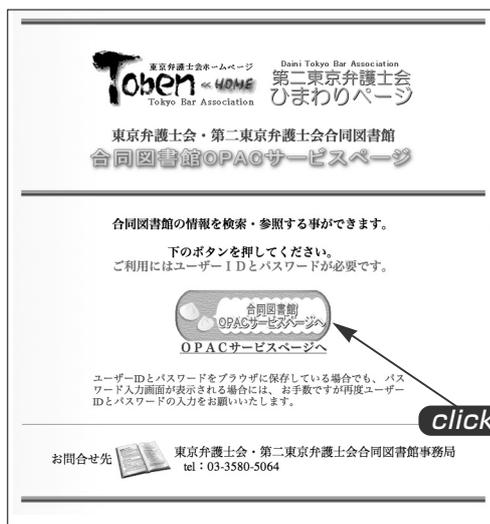
当図書館で導入している判例検索システムは、CD-ROM版が、判例秘書（ジュリスト、判例タイムズ、金融・商事判例等のDVD版とリンク）、判例体系（第一法規）、判例マスター（新日本法規）である。当図書館内の一部のパソコンで自由に利用することが可能で、有料だがプリントアウトもできる。

Web版では、ウェストロー（判例マスターのWeb版）を導入し、当図書館内のパソコンのうちの1台のみで利用が可能である。

電子出版物のWeb版の移行が進んでおり、今後の対応を検討中である。

そのほか、理科年表、新聞記事データベース（毎日新聞：1990～91、朝日新聞：1945～95）、医学大辞典などの各種電子出版物を蔵書として保有しており、会員弁護士の利用に供している。

### 合同図書館 蔵書検索サービスページ http://godotoshokan.opac.jp/



## ■ 検索のコツ

### ◇ 特定の法令の逐条解説、コンメンタールを探す場合

例) 民事再生法のコンメンタールはないか  
→ 書名に「民事再生法」、内容細目に「注釈書」で検索

書名では注解、注釈、コンメンタール、逐条解説、条解など様々な用語が使用されるので、内容細目に「注釈書」という統一した用語を入れている。

### ◇ 特定の最新判例について書かれた雑誌記事を探す場合

例) 東京地裁平成18年9月21日の判決(君が代・日の丸予防訴訟第1審判決)を掲載している雑誌を見たい

→ フリーワード検索「18921」で検索

主要法律雑誌に掲載している判例については判決日付を平18.9.21と略して入力しているので、上記のような検索でヒットさせることができる。

判例データベース等で未掲載の最近の判例記事を検索するにはこの検索が効果的である。

### ◇ 特定の分野の契約書のひな型等を探す場合

例) 合弁契約のひな型がないか検索したい

→ フリーワード「合弁」AND「書式」で検索

(\*必ずヒットするわけではないが、かなり絞り込める)

契約書などの書式を探す場合、「現代契約書式要覧」等の資料を集めたコーナーもあるが、そこで見当たらないときは、関連分野の本に掲載されていないか探す必要がある。本の中身に契約書のひな型や各種様式が掲載されている場合には、内容細目に「書式あり」とい



蔵書検索システム・判例検索システムが利用できる図書館内のパソコン

う文言を入れている。ただし、書式といっても契約書とは限らないので、内容を実際に確認する必要がある。

### ◇ 検索結果の並び替え

出版年月日の新しいものからチェックしたい場合には、検索結果を表示した後、「結果を並び替える」のところで「出版年月日」「降順」を選択して「結果を並び替える」をクリックすると新しいものから表示される。

### ◇ 雑誌のバックナンバーの所蔵状況

「商事法務の600号はありますか?」というような雑誌の所蔵を確認する問い合わせを多くいただく。古いものは各号データがないため、不安になってお問い合わせをされる場合が多いようだが、そういう時には注記の欄をご覧いただきたい。例えば「旬刊商事法務」は「所蔵：592号～ 欠号：895号 [1981.1]「商事法務研究」の改題…」とある。現在も継続受入中のものは、「所蔵：○号～」と表示されているので、さきほどの商事法務600号も所蔵していることがわかる。

東弁・二弁合同図書館委員会  
副委員長 藤原 力 (東弁会員)

## 4 レファレンスサービス利用の勧め — 武器対等を目指して —

### ■ レファレンスサービスの利用

レファレンスサービスとは、図書館が利用者の求めに応じて、情報提供をすることである。本稿では、妻

税理士事件(事案は、弁護士が妻である税理士に支払った報酬の経費性が争われた税金訴訟)を通じて、図書館におけるレファレンスサービスがどのように活用されたかについて紹介する。

## 妻税理士事件におけるレファレンスサービス（昭和25年当時の文献）

妻税理士事件では、出訴期間を徒過していたため、国の課税処分は無効理由を探すことになった。

税金訴訟を担当して痛感するのは、国は訟務検事だけでなく、国税庁の訴訟担当官等多数の人員を配置して対応をするため、訴訟に必要な資料を膨大に持っていることが多いということである。

現在では、立法当時の国会での審議内容をインターネットで確認することができる（国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/>）。しかし、税法の立法目的等について、国会で議論されることは余りなく、立法当時の行政担当者の解説等を手がかりにせざるを得ない。

そこで、妻税理士事件では、原告側は、所得税法56条（事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例）の制定過程を調査することにし、そのために、戦後の税法大改正の指針を示したシャープ勧告を確認した。その結果、同居の親族への支払いを経費としないのは、租税回避を防止することが目的であったことが判明した。

そこで、これらの資料について図書館でレファレンスを受け、その結果、昭和25年当時の立法担当者である大蔵省主税局税制課長の解説（財団法人大蔵財務協会発行。ファイナンス・ダイジェスト）、大蔵省主計局が作成したシャープ勧告の全文と解説を掲載した日本経済等の文献を紹介され、裁判においてそれらを証拠

として提出した。

提出した文献の中に、昭和26年改正の所得税法の解説書である日本評論社のコンメンタールがあった。原告側としては、この規定が例外的なものであり、その範囲は租税回避が容易に行なわれる場合に限られることを、専従者控除を認めた規定との関係で明らかにするために文献を証拠として提出した。しかし、控訴審ではこのコンメンタールが「金銭の支払いの名義の如何にかかわらず」と解説していることをもって、弁護士が妻税理士に支払った金員も経費としない規定と解釈する根拠としたのである。

## 行政事件における武器対等

妻税理士事件では、国が控訴した控訴審（一審は国が敗訴）で、裁判所は、被控訴人（原告側）が提出した証拠を引用して、結局、被控訴人の逆転敗訴を言い渡した。

このような引用が不当であることはいうまでもないが、これは、訴訟に必要な資料を、弁護士側が国よりも多数収集して提出し、主張を展開したことを示すものである。

その意味で、行政訴訟を担当する弁護士として、図書館でのレファレンスが訴訟活動に役立つことを示す1つの好例であると言える。

東弁・二弁合同図書館委員会  
委員長 宮岡 孝之（東弁会員）

## 5 新刊図書の探し方

### 新刊図書を早くゲット！するには

新刊図書は、合同図書館委員会内選書小委員会の選書作業を経て、直後の全体委員会で購入が承認されて初めて、その受け入れ作業が始まる。そのため、書店で販売されていても、それと同時に図書館の書架に配架されることはない。できるだけ早く配架しようと職員一同心がけているが、どうしても1ヶ月程のタイム

ラグができてしまう。

しかし、図書購入までの流れを知っているだけで、少しでも早くご覧いただくことが可能になる。例えば、新刊図書は、選書作業の間、書店から見計り<sup>みはから</sup>い図書として現物を預かっていることが多いので、いつの委員会にその図書の購入可否決定がなされるのか、事務局に事前に確認し、その上で委員会の翌日以降に再度お問い合わせいただくことで、購入が決定された図書が見

計い図書として事務局にあれば、最小限の受入れ作業だけを行ない、閲覧希望者にできるだけ早くご覧いただけるように対応している。

## ■ 新刊図書の見分け方

委員会終了後、購入が決まった図書は、受入れ担当者が最初の入力作業を行なうことで、利用者から確認できる状態となる。確認方法は、合同図書館蔵書検索システム(OPAC)の「新刊案内」で2ヶ月以内に蔵書となったもの(発行年月は2ヶ月より前のものもある)

を見ることでできる。この画面上で、まだ請求番号や内容細目等が入力されていない図書でも、貸出が可能なものもあるので、カウンター職員にお申し出下さい。

なお、寄贈された新刊図書に予約マークがついていることがあるが、これは館長が寄贈者に対してのお礼状を作成する前の図書であることを表している。利用を希望される方は、閲覧貸出を優先することもできますので、お申し出下さい。

東弁・二弁合同図書館  
事務局 坂城 和美

## 6 これからの図書館 — 「本を貸す所」から「情報提供の拠点」に —

図書館に行くと本がない。箱物行政の赤字自治体の図書館のことでない。財務基盤を誇るスタンフォード大工学部図書館の将来像である。その学生が興じたグーグルと共同で蔵書の「電子図書館」化が進行中である。書籍に化体された情報がネット空間に開放されいつでもどこからでも閲覧が可能となる。書架の容量という軛が外れ任意のデジタル情報の収容提供が可能となる。合同図書館でいえば判例や書誌のデータベースは既に実現しているが今後は行政情報アーカイブや照会事例集、研究部会資料などが考えられる。

ネット化は利用者が情報の提供主体となることを可能にする。会員の寄稿する書式などのノウハウ集、業界情報、Q&A集、リンク集、書籍論文の評価・コメントなど。インタラクティブ化された質疑応答の掲示板など。もはや図書館ではない、とお叱りを受けそうだが情報提供のワンストップサービスとして生き残るに



は避けて通れない道に思える。利用者への検索サービスとしては、十進分類と書誌データベースが提供中であるが、全文がデジタル化された書籍については本文中のキーワード検索が可能となる。関連キーワードを検索事例の解析により表示することも可能となるだろう。レファレンスサービスの内容も、従来の図書検索の支援から、利用者の課題解決に必要な情報の性質と範囲と所在の認識(情報リテラシー)の支援へと移行することになるだろう。その手段としてはレファレンスデータベースや調査案内集(パスファインダー)構築(必要ならば利用者の参加を求めて)が考えられる。

電子図書館化の前途には、著作権や利用者情報の保護などの問題が山積している。図書館の情報提供機関化は、伝統的な特権の剥奪を招来するかもしれない。デジタル化による利便の代償として、書籍の閲覧すら有料となる時代が来るかもしれない。双方向性の果てには誤情報や名誉毀損による損害に対する責任の所在も問題となるだろう。しかし、それでも図書館の電子化の流れが停まることはないだろう。「秋の日の図書館」から「ノートとインクの匂い」(平岡精二、学生時代)が消えて久しいが、いつの日か古い本の匂いまで図書館から消えてしまうのだろうか。

東弁・二弁合同図書館委員会  
副委員長 権藤 龍光(二弁会員)